

第 5122 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 12月 5日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 地方法人特別税及び事業税の税率が変更

Q：平成26年10月1日から法人の負担する税率が変更になったとか。どのようになったのですか？

A：地方法人特別税率が下がり、法人事業税率が上がりましたが、実効税率は同じです。

【解説】

消費税率が8%に引き上げられたことや地方法人税が創設されたことを受けて、平成26年10月1日から地方法人特別税率が下げられ、法人事業税率が上げられました。

各自治体によって、法人住民税や事業税の税率が違いますので、若干違いますが、概ね、次のような税率になっています。

なお、税率に変更はありましたが、法人が負担する実効税率は、35.64%で改正前と変わりありません。

- ・法人税の税率
25.5%
(中小法人で年800万円相当額以下の部分は15%)
- ・地方法人税の税率
1.122%(法人税の税率×4.4%)
- ・法人住民税の税率
4.157%(法人税の税率×16.3%)
- ・事業税の税率
4.66%(標準税率は4.3%)
- ・地方法人特別税
2.898%

